

15 学校教育の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保するための学級編制基準の改善や、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の推進、外国人児童生徒等の教育を始めとした教育課題に対応する教員増など新たな教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- (2) 教育における地方分権を進めるため、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲し、政令指定都市における権限を一元化すること。

(背景)

- 本県においては、小学校第1・2学年、中学校第1学年で35人学級を独自に実施しているところであるが、教員一人あたりの児童生徒数を引き下げ、小中学校及び高等学校全体で子ども一人ひとりにきめ細かな指導を行うためには、国において学級編制基準を改善することが不可欠であり、学校現場や教育関係団体など各方面から早期の実施が求められている。
- 教育振興基本計画においては、授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施、学力向上のための少人数指導、特別支援教育の推進、外国人児童生徒等の教育などとともに、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境をつくるために必要となる教職員定数の適正な配置に取り組むとされている。また、文部科学省は、今後の学級編制基準の改善を含めた新たな教職員定数改善計画について、教育関係団体や有識者からのヒアリングなどを実施し、検討を進めている。
- また、市町村立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は平成20年9月1日現在、小学校4,372人、中学校1,366人で、いずれも全国最多となっており、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、専任教員の配置の充実が課題となっている。
- 現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

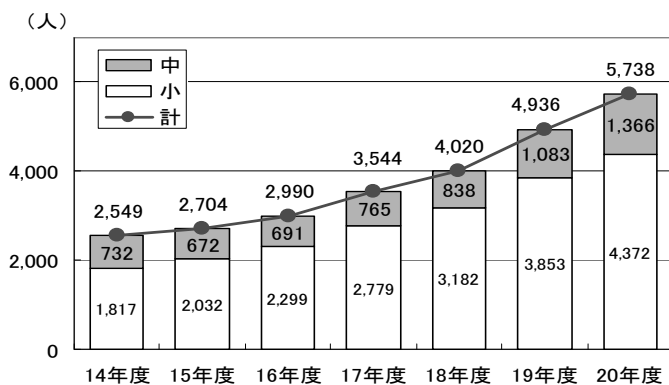
(参 考)

1 少人数学級（35人編制）の実施状況【本 県】

年 度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年	35市21町村	736学級	631校
22	中学校第1学年	37市16町村	735学級	636校

※ 実施校（研究指定校）へは1学級増につき教員1人を加配。

2 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況【本 県】



※「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査結果（9月1日現在）」

（文部科学省調査）

3 国の教職員定数改善計画の状況

